

令和4年 多賀町議会 11月第5回臨時会会議録

令和4年11月30日（水） 午後2時30開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のため出席した者の職氏名

町 長	久保久良 君	企画課長	野村 博 君
副 町 長	小菅俊二 君	総務課長	石田年幸 君
会計管理者	奥川明子 君		

◎議会事務局

事務局 長 夏原伸幸 書 記 渡邊美和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定（11月30日 1日間）

日程第3 議案第79号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 （仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の締結について

(開会 午後2時30分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年第5回多賀町議会臨時会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本臨時会に、町長より提出されました案件は、議案3件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、町長より招集のあいさつをお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 早いもので、いよいよ師走を迎える頃となりました。明後日には12月定例会の開会を迎える慌ただしい時期ではございますが、本日、令和4年第5回多賀町議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様には、なにかとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、臨時会をお願いいたしました議案は、人事院勧告に基づく職員等の給与月額および期末手当の改正を行うものであります。

このあと説明申し上げますので、慎重なご審議と適切なお決意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

(開議 午後2時30分)

○議長(松居亘君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 近藤 勇 議員 4番 木下 茂樹 議員

を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「議案第79号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第79号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いします。

今回の一部改正は、令和4年8月の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告に基づいて、一般職の国家公務員の期末手当等の額の改定が行われますが、今回、国に準じて多賀町職員の給与について改正を行うものでございます。

主な改正点は、民間給与との格差を解消するため、初任給および若年層の俸給月額を引き上げ、あわせて特別給いわゆるボーナスの改正を行うものです。

改正内容におきましては、第1条では、条例第23条第2項第1号、これは職員の勤勉手当の額を規定する条項ですが、現在「100分の95」を「100分の105」の0.1ヶ月引き上げるよう改め、同条項第2号において、再任用職員の勤勉手当の額を規定する条項ですが、これを「100分の45」から「100分の50」、0.05ヶ月引き上げるものでございます。

また条例第3条関係であります行政職の給料表別表第1を、議案書1ページから5ページのとおり改定し、大卒初任給で3,000円、高卒初任給で4,000円の給料月額を引き上げ、それにあわせて、おおむね4級15号まで若年層の給料月額を約0.3%引き上げるものでございます。

5ページ第2条では、条例第23条第2項第1号の、勤勉手当の支給について、次年度以降においては6月および12月に支給する勤勉手当を同額になるよう改めるもので、「100分の105」であるものを「100分の100」の1ヶ月に改め、第2号の再任用職員においては、次年度以降「100分の50」から「100分の47.5」、0.25ヶ月引き下げるものです。

第3条では、多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を改正し、内容につきましては、条例第4条の給料について、5ページ行政職給料表を別表第1、9ページ技能職給料表を別表第2として新たに加え、14ページ第4条において、先に加えた給料表を、14ページからの別表第1および17ページからの別表第2のとおり改正し、1級、2級の給料月額を、約0.3%引き上げるものです。

23ページ付則の1項では、この条例は公布の日から施行する、とするものの、条例第2条および条例第4条においては、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

また付則の2項では、給与条例第1条の改正は、令和4年4月1日からの適用とし、

給料表を遡及して改正するとしています。

付則の3項では、給与条例第1条の規定に基づく支給は、給与の内払いとみなすこととし、付則の4項で、条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第79号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第4 「議案第80号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第80号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例改正も、先の条例改正と同様に、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定が行われたことにより、本条例の改正を行うもので、その内容の主なものは期末手当を0.05ヶ月引き上げ、令和4年12月賞与の期末手当を1.675ヶ月とし、次年度、令和5年度の支給については、6月、12月ともに1.65ヶ月とするものです。

改正内容は、第1条において、条例第2条第2項ただし書き中の「100分の162.5」を「100分の167.5」、0.05ヶ月引き上げるもので、第2条においては、第2条第2項中のただし書き中の「100分の167.5」を「100分の165」に改め、令和5年度においては、0.025ヶ月引き下げるものです。

付則では、この条例は公布の日から施行する、とするものの、第2条の規定については、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（松居亘君）これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君）これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第80号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君）起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君）日程第5 「議案第81号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君）「議案第81号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の締結について」をご説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

この度、上程いたします議案第81号は、先般条件付き一般競争入札で執行いたしました（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の締結についてでございます。

令和4年11月9日応札業者9社による入札の結果、滋賀県東近江市佐生町150株式会社大兼工務店 代表取締役 辻野宜昭が9,900万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ、1億890万円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

事業地は、中央公民館多賀結いの森に隣接する多賀町久徳779番他4筆。総面積1万4,177㎡、約1.4ヘクタール。

工事概要としましては、工種で申し上げますと、敷地造成、雨水排水設備、園路広場整備、施設整備、給排水設備、汚水設備、電気設備であります。

本工事における工期につきましては、契約議決の日から5以内に着手。令和5年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これですべて討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第81号（仮称）結いの森公園整備工事（その1）の請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） これで、本日の議事日程は、全て終了しました。

これをもって令和4年第5回多賀町議会臨時会を閉会いたします。

（午後2時46分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 木 下 茂 樹

多賀町議会議員 近 藤 勇